

平成 25 年 5 月 7 日

保 育 課

たかはた保育園機能移転に伴う保護者説明会（第 4 回）の要旨について

1 開催日時及び開催場所

(1) 開催日時

平成 25 年 3 月 13 日（水） 午後 6 時～午後 7 時 出席人数 28 人

平成 25 年 3 月 15 日（金） 午後 7 時～午後 8 時 出席人数 13 人

(2) 開催場所 たかはた保育園ホール

2 市側出席者

平成 25 年 3 月 13 日（水）

子ども部長 大島康二 保育課長 高橋真二 保育課課長補佐 高原洋平

平成 25 年 3 月 15 日（金）

子ども部長 大島康二 保育課長 高橋真二

3 配布資料

(1) 次第（たかはた保育園機能移転に伴う説明会について）

(2) 案内図、基本設計図（配置計画図、平面図、立面図）、進入路拡幅予定図、

4 説明会における市からの説明（要旨）について

(1) 請願について

請願について 不採択となったが今後も保護者には丁寧に説明する。

(2) 説明会について

10 月に説明会をしたあと、3 ヶ月ごとにと約束したが、遅くなってしまった。
申し訳なかった。

(3) 決定したこと

たかはた保育園機能移転場所（民間保育園建設地）までの進入道路について
現在 4.0m で計画されているが、幅員 6.0m（用地幅 6.5m）になる。

(4) 現時点として市として考えていること

①カラーキャップ

市で購入し、園児（菊美会経由）へ配布することを考えている。

②ベッドマットカバー

市で購入し、園児（菊美会経由）へ配布することを考えている。

③延長保育料

菊美会の延長保育料 1 回 350 円の月額合計額から公立保育園の延長保育料月額 2,500 円を差し引いた額を市が負担する。従って、たかはた保育園から新園へ移った保護者の皆様の延長保育料は、従前どおり月額 2,500 円である（延長保育時間：18 時から 20 時、夕食付）。

※上記については、予算措置が伴うものであり、予算については、市議会定例会において承認をいただいて決定になる。

(5) 今後、検討（調整）する予定のもの

- ①延長保育開始時間について
- ②たかはた保育園の職員による日野第二保育園の見学
- ③新園開設前・開設後の合同保育における開始時期、職種（保育士、看護師、栄養士等）、人数等
- ④新園開設前に、新園配置職員と保護者との面談（実施できるかも含めて）

5 主な質問（要望）及び回答（保護者からの質問への回答を含む）

質問1 基本設計図（2階平面図）において、診療所の2階に住宅とあるが、誰が住むのか。

また、診療所の診療科目及び医師名を教えてほしい。

回答1 2階の住宅には診療所を開設する医師が住む。また、診療科目は内科・小児科と聞いている。医師名は確認する。

質問2 現在、たかはた保育園の園医は須賀先生であるが、新しい保育園ではどうなるのか。引き続き、須賀先生にお願いしたい。

回答2 園医については、変わるものかもしれないが、継続性の観点から引き続き須賀先生にお願いできるかを菊美会に要望する。

質問3 基本設計図（1階平面図）において、なぜリハビリテーションがあるのか教えてほしい。

回答3 整形外科が将来的に増えるかもしれない。確認する。

質問4 送り迎えの際、向島用水路側からも入れるようにしてほしい。また、向島用水路は暗いので、街灯をつけてほしい。

回答4 向島用水路側から入れるようにしたいという意向はある。要望していく。また、街灯が必要であるという認識はある。時期をみて関係各課に伝えていく。

質問5 南新井の交差点の信号機に右折表示をつけてほしい。

回答5 市が単独で出来るものではないが、関係機関と調整していく。

質問6 屋根付のベビーカー置き場が図面上ないが、作られるのか。また、実施設計が完成後、公表してほしい。

回答6 保護者の要望は伝えてある。提示した図面は基本設計であり、実施設計で反映できると考えている。また、実施設計が完了後、図面を公表する。

質問7 平成25年度に入園した方は、カラーキャップ・ベッドマットカバー・延長保育料は、移転後保護者の負担となるのか。

回答7 平成25年度に入園した方は、移転する前提で入園している。考え方をさせてほしい。

質問8 平成26年4月に開園する前提で話をしているが、近隣住民の問題等で本当に開園出来るのか。

回答8 近隣住民に対しては説明会を実施している。予定の工期で進めていくと思っている。

質問9 今回の件は、民営化なのか、機能移転なのか

回答9 たかはた保育園を移転（保育内容を継承）するものではなく、あくまで保育機能を民間保育園に移転するものである。例えば19時まで延長保育を実施する。アレルギー対応を実施する等。保育の内容等のベースは菊美会であるが、移行をゆるやかにするため、合同保育や行事等を減らす等調整していく。なお、合同保育に要する保育士は、認可基準上の人数にプラスして配置する。

質問 10 たかはた保育園に入園した際、保育の実施期間が明記された入所決定通知をもらっている。約束が反故にされている。

回答 10 裁判の判決は、やむを得ない事情がある場合は変更できるとなっている。

質問 11 今回の件は、やむを得ない事情にあたらぬと思うがどうか。

回答 11 今回は、平成 3 年から借地延長の交渉をし、平成 26 年 3 月に土地を返すと約束した。移転する場所がない等の物理的に不可能な場合は交渉するしかないが、移転場所があるなかでは交渉は出来ない。

質問 12 10 月の説明会以降、1 回も説明会を実施していない。説明が足りないのでないか。

回答 12 本来は、3 カ月に 1 回説明会を実施する予定であった。今回の開発そのものがどうなるか等の懸念があった。具体的には道路の拡幅に専念した。また、この間保護者会の役員とは話をさせてもらっており、ある程度決まった段階で開催する方がよいとの結論になった。

質問 13 部長の「保護者の同意がなくても廃園」発言についての見解は。

回答 13 裁判の判例において、「公立保育園を民営化することについて、保護者全員の同意が必要とまでは解さない」との判決を受け、発言した。裁判においては保護者全員の同意を必要としている訳ではないが、できるだけ多くの保護者の理解及び同意を得られるよう、引き続き今後も努力する。

質問 14 来年度まで、退園時、入園時の入れ替りが多いと予想されるが、現在の在園児を含めて、友だちとの別れや環境の変化が続くことへの精神面のケアをどのように考え、保育実践をしているのか？また、様々な家庭の方針が異なる中で、園側はどのように、現状を含めて今後について児童たちに伝えているのか？

回答 14 検討する。

質問 15 新井保育園等に転園を申し込んでも受け入れ枠が限られているので必ず転園できるわけではないことを周知してほしい。

回答 15 検討する。

質問 16 新園に移ったあとも転園する場合は 10 点の加点を保障してほしい。

回答 16 検討する。

6 今回の説明会を踏まえ、今後検討（調整）・確認する予定のもの

- (1) 延長保育開始時間について
- (2) たかはた保育園の職員による日野第二保育園の見学
- (3) 新園開設前・開設後の合同保育における開始時期、職種（保育士、看護師、栄養士等）、人数等
- (4) 新園開設前に、新園配置職員と保護者との面談（実施できるかも含めて）
- (5) 新しい保育園での園医の要望（須賀先生）
- (6) 診療所の診療科目及び医師名
- (7) 向島用水路へ街灯の設置
- (8) 南新井の交差点の信号機への右折表示の設置
- (9) 平成 25 年度に入園した方に対するカラーキャップ・ベッドマットカバー・延長保育料の取り扱い

- (10) 行事の数等の調整
- (11) 環境の変化等に伴う精神面のケア及び児童への説明
- (12) 新井保育園等に転園を申し込んでも受け入れ枠が限られているので必ず転園できるわけではないことを周知
- (13) 新園に移ったあとに転園する場合の調整指數 10 点の加点